

## 学校法人駿河台大学 財務書類等の閲覧・公開に関する規程

平成18年11月 9日制定  
令和 2年 3月 5日最近改正

### (目的)

第1条 この規程は、私立学校法第47条第2項及び第3項に基づき、学校法人駿河台大学（以下「本法人」という。）の財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、役員等（理事、監事及び評議員）の氏名、監事作成の監査報告書及び役員に対する報酬等の支給の基準（以下「財務書類等」という。）の閲覧について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (閲覧申請できる者の範囲)

第2条 財務書類等の閲覧を申請できる者は、次の者とする。

- (1) 本法人の設置する学校に在学する学生及びその保護者・保証人
- (2) 本法人と雇用契約にある者
- (3) 本法人に対する債権者及び抵当権者

### (閲覧の場所)

第3条 財務書類等を閲覧できる場所は、埼玉県飯能市阿須698 駿河台大学本部管理棟内で本法人が指定する場所とする。

### (閲覧の時間)

第4条 財務書類等を閲覧できる時間は、午前10時から午後4時30分までとする。ただし、午前11時30分から午後1時までを除く。

2 財務書類等の整理その他の都合により、前項の閲覧時間を変更することがある。

3 閲覧のできない日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日
- (3) 年末年始（12月31日から1月3日まで）
- (4) 夏期特別休暇日
- (5) 本法人が定めた一斉休日
- (6) その他本法人において臨時に定めた日

### (閲覧の申請)

第5条 財務書類等の閲覧を請求する者（以下「閲覧申請者」という。）は、本人確認書類を提示するとともに、本法人所定の財務書類等閲覧申請書に所定事項を記入して、本法人の総務課又は財務課に閲覧を申請しなければならない。

2 前項の申請は、本法人の就業日の月曜日から金曜日までの午前10時から午後4時までに行なければならない。ただし、午前11時30分から午後1時までを除く。

### (閲覧する者の遵守義務)

第6条 財務書類等を閲覧する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 閲覧申請時に提示した本人確認書類を持参すること
- (2) 本法人から指定された日時に、指定された場所において閲覧すること
- (3) 本法人担当職員の指示に従うこと
- (4) 財務書類等を破損、汚損又は書込みをしないこと
- (5) 財務書類等をコピー又は撮影しないこと

(閲覧時の立会い)

第7条 本法人は、閲覧申請者が閲覧する際に、必要に応じて本法人担当職員を立ち会わせることができる。

(閲覧の拒絶)

第8条 本法人は、閲覧をする者又は閲覧申請者が次の各号に該当する場合は、閲覧を拒絶できる。

- (1) 第6条の各号に違反した場合
- (2) 本法人に対する迷惑行為又は迷惑行為の虞がある場合
- (3) この規程の定めにより違反する場合

(公開する情報)

第9条 本法人は駿河台大学のホームページ等に必要な情報を公開するものとする。

2 財務書類等のうちホームページ等に公開する情報は、私立学校法の定めるところにより次のとおりとする。

- (1) 財産目録、貸借対照表、資金収支計算書、活動区分資金収支計算書及び事業活動収支計算書
- (2) 役員等（理事、監事及び評議員）の氏名
- (3) 監事による監査報告書
- (4) 事業報告書
- (5) 役員に対する報酬等の支給の基準

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、本法人の財務書類等の閲覧及び公開に関し必要な事項は、理事会の決議を得るものとする。

附 則

この規程は、平成18年11月9日から施行する。

2 (経過措置)

この規程に基づき本法人が閲覧に供する財務書類等は、平成16年度の会計決算時以降に作成するものに限るものとする。

この改正規程は、平成19年4月19日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

平成27年4月1日一部改正。

令和2年4月1日一部改正。